○厚生労働省告示第百七十五号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示を次のように定めることとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示

（医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針の一部改正）

第一条　医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項	第２　経営力向上の実施方法に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	（新設）
４　（略）	３　（略）

（障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部改正）

第二条　障害福祉分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項	第２　経営力向上の実施方法に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	（新設）